

第18回 アリコジャパン VIP セミナーのご案内

平素はアリコジャパンに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。本セミナーも皆様のおかげを持ちまして、第18回目を迎えることができました。

今回は、来る**6月2日(水)**に、特定社会保険労務士の**河原 義徳 先生**を講師にお迎えし、

残業代不払請求対策

と題してご講演をお願いすることとなりました。

時間外労働が生じている事業所の実に9割は法律通りに時間外手当を支払っていません。にもかかわらず、多くの経営者の方が、残業代の不払いが生じていることを認識しておられません。

これは大変なことです。というのも、今秋には、グレーゾーン金利に関する訴訟が一段落すると言われています。そして、次に来るのが実は【残業代不払請求】や【うつ病・過労死】などの『**一般の企業**』を相手とする訴訟だと言われているからです。

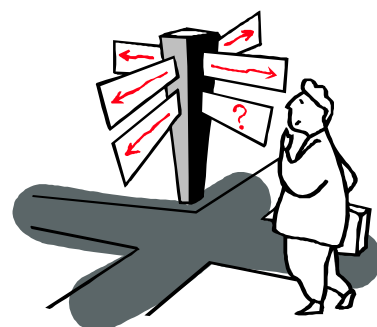
インターネットで検索すると、多くの法律事務所や司法書士事務所のサイトが表示されます。今後『残業代の不払請求は 法律事務所へ』なんていうテレビCMが流される日も来るのではないのでしょうか？ でも、訴えられてからでは遅いんです。**残業代は最高2年間遡って請求**できますし、**同額の付加金まで請求されることもあります。**

寝た子を起こす！起こして廻る人がいます！対策は必須です。是非、この機会をご活用ください。

【セミナーの主な内容】

- サービス残業・不払請求の今
- どうすれば残業時間数を減らせるか
- 定額時間外手当の適法条件は
- 労働安全衛生法とは

など



第 18 回アリコジャパン VIP セミナー

講演内容 残業代不払請求対策

～ こうしておけば大丈夫～

日 時 平成 22 年 6 月 2 日 (水)

13 時 00 分開場 13 時 30 分開演

16 時 30 分終了予定

場 所 キャンパスプラザ京都 2 階レセプションルーム
(J R 京都駅正面)

講 師 特定社会保険労務士 河原 義徳 先生

参加費用 無料



講師ご紹介：特定社会保険労務士・P H P 認定ビジネスコーチ。平成13年の社労士資格取得後、労働基準監督署対策の就業規則・賃金規程作成、賃金制度立案で数多くの実績がある。労働基準監督署対策で培ったノウハウを活かし、現在は『経営者を残業代不払請求から守る』ことを使命として活躍している。またビジネスコーチという一面も持ち、組織風土改革のワークショップに活かしている。

株式会社ひろせ総研 経営コンサルタント

<http://www.igyokeiei.com/>

ご出席ご希望の企業様は、別紙申込書にご記入の上 平成 22 年 5 月 28 日までに FAX にてアリコジャパン京都四条イグゼクティブ・セミナー事務局 河合までお願い致します。

ご出席いただけます企業様へは後日あらためてご案内させていただきます。

恐れ入りますが、顧問の税理士・社会保険労務士・各種コンサルタントの方のご出席はご遠慮ください。

詳細に関するお問い合わせ等は当社セミナー担当者まで、お電話又は E メールにてご遠慮無くお尋ねください。

アリコジャパン京都四条イグゼクティブ
セミナー事務局担当 河合 隆之
TEL 075(365)2171 FAX 075(365)6472
E-mail : ag.kawai.takayuki@aig.co.jp

アリコジャパン VIPセミナー 参加申込書

6月2日のセミナーへの参加を希望します。

御社名			
ご住所	〒		
お電話番号		FAX 番号	
ご出席者名		お役職名	
E-mail アドレス			

075-365-6472 へ

このままFAXください

個人情報の利用目的について

当社は、個人情報を次の目的のために利用します。これらの目的のほかに利用することはありません。

各種保険のお引受、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払
関連会社・提携会社を含む各種サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
その他保険に関連・付随する業務

個人情報の取扱いに関する詳しいご説明は当社ホームページ <http://www.alico.co.jp/> に記載しています。

事務局担当者 河合 隆之